# 日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令 （平成三十年政令第三十八号）

日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

日本中央競馬会の平成二十八事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十八年政令第五十四号）は、廃止する。